

鈴鹿市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 8 号

鈴鹿市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市職員の住居手当に関する規則（昭和 4 9 年鈴鹿市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（適用除外職員） 第 2 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 57 号。以下「条例」という。）第 22 条第 1 項第 1 号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 職員の扶養親族である者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 19 条に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずる	（適用除外職員） 第 2 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 57 号。以下「条例」という。）第 22 条第 1 項第 1 号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 職員の扶養親族である者（<u>条例第 19 条に規定する扶養親族で条例第 21 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の

と認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第2条の3 条例第22条第1項第2号の規則で定める職員は、鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成27年鈴鹿市規則第23号）第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の

全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第2条の3 条例第22条第1項第2号の規則で定める職員は、鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成27年鈴鹿市規則第23号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第3条 略

2 略

規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第22条第1項の職員である要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第22条第1項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第22条第1項の職員である要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第22条第1項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。